

第1項 防災対策の推進

(1) 防災情報システムの強化

町民の生命と財産を守り、町民が安心して安全に暮らせるまちづくりの推進のため、地域防災計画並びに国民保護計画に基づいて、災害対策本部の設置など総合的な防災体制づくりと、気象情報システムを含めた防災情報システムの有効利用により、災害発生の早期覚知と災害時の情報の収集・伝達の迅速化を図ります。

また、防災行政無線については、デジタル化によるシステムを統一し、町内全域に向けた情報伝達の一元化を図ります。

(2) 自主防災組織の育成・充実

地域の実情に応じた防災体制の確立を図るため、自治会を中心とした自主防災組織の育成・充実に努めるとともに、要援護者を対象とした援護者個別プランの作成などきめ細かい避難・救助方法、連絡体制の確立と被災時の生活の確保を図ります。

(3) 地域住民の防災意識の高揚

防災ボランティア養成講座の受講促進、定期的な避難訓練の実施、災害ボランティアの育成など、町民の防災意識の高揚と災害に対する備えを強化します。

第2項 消防機能の強化

(1) 消防団への加入促進

地域で活動する若年者へのPR等の取組を進め、消防団への加入促進を図るとともに、女性消防団員の育成、機能別消防団員の育成に努めます。

(2) 消防団員の資質向上

消防団員の資質向上のための各種教育・訓練・技能の習得などの充実を進め、消防団組織の見直しによる体制強化を図ります。

(3) 消防施設の充実

老朽化した消防資機材の計画的な更新と防火貯水槽、消火栓等の整備により、消防力の充実強化を図ります。



▲女性消防団

現状と課題

交通安全対策については、警察署、交通安全協会など関係機関と連携し、交通安全教室や法令講習、交通安全キャンペーン、交通安全立哨などを実施し、交通事故の防止、交通安全思想の普及啓発を図っています。

また、町交通安全協力員、町交通安全協会の協力により、交通障害となる交通危険地帯を正確に把握し、ロードミラー、防護柵等の設置・補修も行っています。

このような中で、警察署、交通安全協会、交通安全協力員などの協力のもと、交通安全施設の体系的な整備の推進を図るとともに、高齢者並びに低年齢層の交通事故防止を重点に町民総ぐるみによる交通安全対策を推進する必要があります。

近年、幼児・児童・生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発し、高齢者に対しては振り込め詐欺など非対面的な犯罪の増加が顕著となっています。本町では、警察、防犯組合連合会、地域が一体となり、防犯運動を展開し、防犯意識の高揚を図るとともに、子どもたちや高齢者に対する防犯対策の推進、青パトによる子どもの見守り活動を行っています。

さらに、自治会における防犯灯の修繕、新設に対する助成なども行っており、安全な地域づくりを推進しています。

あわせて、行政、警察署、防犯組合連合、地域、家庭が緊密な連携体制を築き、多種多様化する犯罪の防止に努め、安全で安心なまちづくりの創造を進めなければなりません。

政策の基本方針

犯罪のないまちづくりの実現は、住民生活にとって最も重要なことです。そのため、町民、警察署、防犯組合連合、教育機関等と連携し、防犯体制の確立・強化を図ります。

また、交通安全施設の整備・充実を推進するとともに、町民や警察署、交通安全協会等との連携により、交通危険箇所の把握、地域の実情に応じた交通安全対策を推進します。

さらに、交通安全意識の高揚と啓発のため交通安全活動を推進します。

政策の体系

〔第5節〕 防犯・交通安全対策の 推進

第1項 交通安全対策の推進

第2項 地域防犯体制の整備



第1項 交通安全対策の推進

(1) 交通安全意識の高揚

警察署など関係機関と連携しながら、各季の交通安全の啓発運動など、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るための交通安全活動を実施します。

特に、交通弱者の子供や高齢者に対しては、交通安全教育指導班や交通安全指導専門員等と連携し、交通事故から身を守る交通安全教育を推進します。

(2) 交通安全施設の整備

ロードミラー・防護柵等の施設の整備・修繕を行い、道路の環境不良による事故の撲滅に努めます。



第2項 地域防犯体制の整備

(1) 「安全安心まちづくり推進協議会」の運営

町民が安心して暮らせる環境づくりのため、町民、警察署、防犯組合連合など関係機関のネットワーク強化に努め、「安全安心まちづくり推進協議会」を中心に防犯対策の強化を図ります。

(2) 子どもや高齢者等への防犯啓発の強化

犯罪弱者である高齢者などを対象とした防犯講習会やパンフレット等による防犯啓発、地域と学校の連携による子供の安心・安全の確保に努めます。

また、観光客増加に伴う町外者の交通事故防止に努めます。

(3) 防犯灯の整備充実

防犯灯の増設や自治会管理の防犯灯の整備・維持補修等への補助などにより、犯罪を未然に防止する環境づくりに努めます。

第5章 効率的な行財政と 町民との協働によるまちづくり

- 〔第1節〕 町民参加と協働の推進
- 〔第2節〕 地域コミュニティの充実
- 〔第3節〕 行財政改革の推進
- 〔第4節〕 男女共同参画社会の形成
- 〔第5節〕 広域連携の推進

現状と課題

町の財政事情が厳しさを強める中で、多様化・高度化する町民ニーズに対応していくためには、新たな行政サービスの仕組みづくりが必要です。

また、地方分権の確立に向けた動きの中では、自立した地方自治を実現するために、町民と行政の協働によるまちづくりの推進が求められています。

このような中で、本町は、町民の声を町政に活かす体制づくりに向け、パブリックコメント制度を導入し、各種計画の策定に際して、町民の意見を可能な限り取り入れてきました。

さらに、行政の説明責任と透明性確保の重要性が高まる中で、公式ホームページの運営や広報紙の充実など、速報性の高い町政情報の提供に努めています。

今後は、より多くの町民が意見や情報を交換し、まちづくりに参加できるように、広聴活動の充実や町民のまちづくりに関する意識の高揚を図るとともに、町民や事業者、NPO、ボランティア団体などと行政との連携強化及びこれら諸団体の活動の支援・育成などが求められています。

政策の基本方針

地方分権の確立に向けた動きの中で、町民ニーズを踏まえた効率的・効果的な行政運営を行うため、行政情報の積極的な公開や町民ニーズの的確な把握により、町民と行政がまちづくりの課題や目指すべき方向性を共有できるよう努めます。

また、町民の町政への参加意識の高揚や参加機会の充実を図り、住民活動団体などの活動を支援するなど、町政の多様な分野で町民参加と協働によるまちづくりを推進します。

政策の体系

〔第1節〕
町民参加と
協働の推進

第1項 町民参加のまちづくり

第2項 広報・広聴活動の充実

第1項 町民参加のまちづくり

(1) 町民活動を支える 仕組みづくりの推進

町民やボランティア団体などの活動が効率的に進められるよう、情報交換や連携強化への取組などを支援します。

また、町民の活動への理解と参加を促すため、広報・普及活動を推進します。

(2) 町民の参加意識の高揚

自分たちの住む地域はまず自分たちで主体的に考え、主体的に地域づくりを行うという町民のまちづくりへの参加意識の高揚を図ります。

第2項 広報・広聴活動の充実

(1) 住民会議等の開催

町内全域を網羅した町政座談会を積極的に開催するとともに、町民の意見を反映させるための提案制度や、町民が積極的にまちづくりに参加し、町民と行政が協働して取り組める体制を整備します。

(2) パブリックコメント制度 等の充実

パブリックコメント制度や広報モニター制度などにより町民の意見などを把握し、町政への反映に努めます。

また、町政に関する情報を積極的に公表していきます。

(3) ホームページを活用した 情報発信・情報収集

多様化する行政情報のネットワーク化を図り、インターネットホームページを活用した情報発信や情報収集を行い、町民の利便性の向上、事務の効率化を図ります。



【パブリックコメント】

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）に、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続のことを言います。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。通称パブコメ。日本では、公的な機関に関わらず、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられるため、本来の行政が政策、制度等を決定する際に公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行うために国民、市町村民など公衆の意見を聴取する場合は、「パブリックコメント手続」と呼び、一般の意見公募とは区別します。

現状と課題

過疎高齢化が進行し、自治組織や地域コミュニティ活動が衰退し、自治会組織の運営も厳しい状況にある地域も見られるようになってきています。

このような中で、自治会組織の再編など地域ごとの様々な課題があり、その取組も多様化しています。

これまでは、町や地域で行われるイベントや環境美化活動、青少年の健全育成、防犯・防災活動などにおいて、自治会が一定の役割を担ってきました。

また、地域コミュニティには、地域ごとの文化や歴史、特に高齢者には計り知れない知恵や技が残されており、これらの地域の歴史や文化及び人々の知恵や技を顕在化させ、資源として活用し、地域コミュニティの活性化を図ることが課題です。

そのためには、地域コミュニティの実態を的確に把握し、地域活動を支える新たな組織の編成や地域コミュニティづくりを、町民の主体性、自主性を尊重しながら積極的に推進する必要があります。

政策の基本方針

過疎・高齢化の進行により地域活動が困難になってきている自治会もあることから、足腰の強い自治会づくりを図るために、地域の実情を踏まえながら、町民の主体的な取組を基に、小規模自治会等の再編を促しつつ、機能の維持・存続を支援します。

また、自治会への加入促進や組織の再構築を支援します。

さらに、住民活動の拠点施設として、各地域・地区の集会施設の維持管理や学校施設の開放など、既存施設の有効活用に努めます。

政策の体系

〔第2節〕
地域コミュニティ
の充実

第1項 自治会組織の再編検討

第2項 自治会活動の活発化

第1項 自治会組織の再編検討

(1) 自治会組織運営のあり方の検討

町民や地域の主体性、自主性を尊重しながら、過疎高齢化による厳しい自治会組織運営のあり方を検討し、足腰の強い自治会づくりを促進するために、小規模自治会等の再編を促しつつ、機能の維持・存続を支援します。



▲滑川校区公民館が主体となって活動している「横ビュー高原ゆめクラブ」のホームページ

第2項 自治会活動の活発化

(1) 自治会への加入促進

地区の行事や広報誌を通じて、あるいはPTAの協力を得ながら、新住民や子育て世代に自治会加入を呼びかけるなど、自治会加入促進の仕組みづくりを検討します。

(2) 住民活動拠点施設の充実

町民が主体となって積極的に課題に取り組む組織づくりのため、自治会活動の拠点となる自治振興施設の整備充実を図ります。

(3) 地域コミュニティ活動への支援

特性を活かした地域づくりを推進するために、自治会等が自主的、主体的に計画した地域コミュニティ活動に対して、助成制度を設けるなどの支援を行います。

(4) 地域職員配備制度の充実

町民の多様なニーズを把握し、的確に対応できるよう、地域担当職員制度の充実を図ります。



【地域コミュニティ】

地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

“コミュニティ”という総称には、市町村などの地方自治体、地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上で連絡を取り合う集団なども含まれるので、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に“地域コミュニティ”と定義し、その他のコミュニティと区別します。

地域コミュニティの代表的なものは、町内会や自治会です。また、特定の地域問題において社会貢献を目指すNPOや市民グループなどのテーマ型の地域コミュニティも存在し、それぞれが活発な活動をすることにより、地域に活力が生まれます。

現状と課題

地方分権が進展していく中、地方自治体は「自己決定と自己責任」のもと、権限と責任を拡大する取組が進められ、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

このような時代に的確に対応するために、簡素で効率的な行政運営の実現を図るとともに、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに適切かつ柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供する必要があります。

本町では、行政改革大綱及び集中改革プランに基づき、これまでも簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、行政改革を推進し、事務事業全般にわたる見直しや職員の人材育成、町民サービスの向上などに努めてきました。

しかし、自主財源に乏しい本町にとって、少子高齢化の進行により歳入確保に困難を極めていくことが予想され、さらなる行財政改革が必要となります。地方自治体は、自主性・自立性をさらに高め、将来を見据えた堅実で持続可能な自治体経営を進めていくため、財政基盤の強化を図りながら、時代を捉えた行政サービスを提供していくことが求められています。

政策の基本方針

多様かつ複雑な町民ニーズに対応した満足度の高い行政サービスを提供するため、行政コストの縮減や自主財源の確保に努め、効率的で効果の高い行財政運営を推進します。

また、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりや人材育成に努めます。

政策の体系

〔第3節〕 行財政改革 の推進

第1項 行政運営の効率化による
住民サービスの向上

第2項 人材育成の推進

第3項 健全な財政運営の推進



第1項 行政運営の効率化による住民サービスの向上

(1) 事務事業の見直し

事務事業については、合併による新たな行政課題やニーズの変化に的確に対応しているか、事業の必要性や効果について評価し、整理統合・合理化を進めます。

このため、各種委員会等の統廃合や民間委託の推進、単独事業の見直し、公共施設の有効利用等について検討し改善に取り組みます。

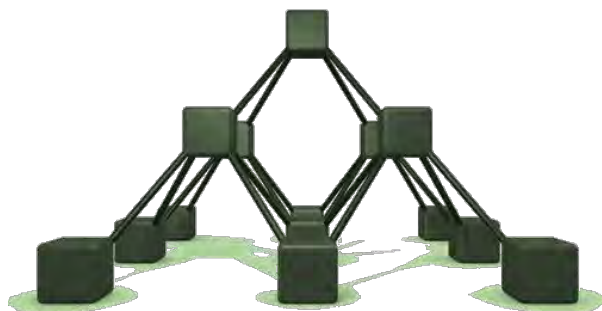
窓口業務等については、各種申請業務の電子受付など、簡素化・効率化を進めていきます。

(2) 公共施設等の管理運営の合理化

公共施設等の管理運営の合理化を促進するため、公共施設については、利便性や利用率の向上のため、他の目的業務での活用や、空きスペースの町民開放など、弾力的な利用方法を検討するとともに、維持管理経費の節減のため、適正な規模、運営コストについて評価し運営の合理化を図ります。

(3) 組織体制の整備

行政施策を円滑に遂行でき、町民から見てわかりやすい簡素で効率的な組織機構の整備を進めていきます。



(4) 電子自治体の構築

電子自治体の構築と適正な情報管理を図るため、IT（情報通信技術）の活用による行政事務の効率化を推進するとともに、電子文書の管理能力の向上を図り、個人情報保護や情報セキュリティの強化に努めます。



【電子自治体】

国や地方自治体が、行政サービスの向上のためにWeb上で行なっている行政サービスのことです。利用者にとっては、これまで紙、印鑑で行なってきた各種行政手続が、Web上の情報交換のみでできるようになり、利便性が高まります。また、自治体の業務面でも、情報のペーパーレス化（紙を使わないやりとり）による効率化、双方向のコミュニケーションを可能にする電子メールやWebサイトを活用した業務の拡充が見込まれます。また、全行政機関のサービスをWeb上で24時間提供及び受付することが可能となり、住民サービスの質の向上が図られます。

第2項 人材育成の推進

(1) 職員の意識改革

行政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが自覚と責任をもって取り組むことが肝要であることから、コスト意識や改善意識など職員の意識改革を進めます。

(2) 職員研修制度の充実

研修制度を充実することにより、政策立案能力の向上や、法制能力、情報処理能力等を備えた人材育成に努めます。



第3項 健全な財政運営の推進

(1) 自主財源の確保

自主財源確保のため、町税及び各種使用料等の徴収率の向上に努めるとともに、施設の有効活用による利用者の増加や、貸付地及び利用計画のない町有財産の処分を図っていきます。

(2) 公平・公正な受益者負担

歳入の根幹である町税収入の確保と一層の負担の公平性を確保するため、徴収体制の強化により徴収率の向上を図ります。

(3) 経常経費の削減

経常経費の抑制にあたっては、各経費をひとつひとつ精査し、真に行政が果たすべき役割・目的・効果・手法を合理化の観点から積算を行い、歳出構造を根本的に見直していきます。

また、投資的経費においてもコスト削減に取り組み、スリムで健全な財政運営と財源の重点配分による重要施策の推進を図っていきます。

(4) 行政評価制度の導入

事業全般にわたり、小の経費で大の効果が上がっているかなど、事業の妥当性・効率性・有効性を客観的に評価する仕組みとして、事務事業評価の確立を図ります。

現状と課題

性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会慣行は依然として存在しています。近年の少子高齢社会の進行や家族形態の多様化、社会意識や価値観の変化、情報通信技術の高度化といった社会情勢の変化を背景に、職場や地域、家庭などのあらゆる場面において、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生き方を助ける取組が必要となってきました。

また、セクシュアル・ハラスメントや配偶者間などの暴力行為などの人権侵害も問題となっており、こうした問題を解決し、男女が性別にかかわらず、一人の人間として尊重され、共にその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりが求められています。

さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の早期策定も課題となっています。

政策の基本方針

労働の場、家庭生活、地域活動、政策・方針の決定過程など、あらゆる場面において男女が平等な立場で活動できるよう、男女共同参画意識の高揚に努めるとともに、女性の社会参加を進め、すべての人が充実して暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

政策の体系

〔第4節〕
男女共同
参画社会
の形成

第1項 男女共同参画社会の形成促進

第1項 男女共同参画社会の形成促進

(1) 「男女共同参画計画」の策定

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定し、地域活動や様々な分野へ男女が共に参画し、個性や能力を発揮できる仕組みづくりや環境づくりを進めていきます。

(2) 男女共同参画社会の普及啓発

男女共同参画社会の実現のためには、男女が対等なパートナーとして、町民一人ひとりが男女共同参画を自分のこととして捉えることができるよう、意識の醸成を図ります。



【男女共同参画社会】

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」という理念を実現するために、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、全国的にこの動きが高まっています。地方自治体においても、「男女参画基本法第14条」に従い、男女参画社会の推進を目的とした条例の策定が行われており、「男女共同参画センター」など取組の推進拠点などが設置されています。



▲女性も積極的に参画する多様な人材による職場の活気の創出



▲男性の家事・育児への参画が進むことによる家庭生活の充実の促進



▲男女が主体的に地域活動に参画することによる地域コミュニティの強化の促進

現状と課題

情報・通信網、交通手段の多様化などを背景に、町民の日常の生活圏が拡大するとともに、行政ニーズも多様化・広域化しており、広域的な視点にたった施策の展開が求められています。厳しい財政事情も踏まえると、広域での実施が効果的な事業については、近隣市町との積極的な連携が求められています。

政策の基本方針

地域における生活圏が広域化してきている中で、多様化する町民ニーズへの対応や効率的な行政運営を図るため、広域的な体制づくりを推進します。

政策の体系

〔第5節〕
広域連携
の推進

第1項 広域的な行政連携の推進

第1項 広域的な行政連携の推進

(1) 広域的な行政連携の推進

多様化・広域化する町民ニーズに対応するため、広域的に実施した方が効果的な事業については、広域連携を視野に入れた施策を推進します。

(2) 広域的な行政連携の体制づくり

鹿屋市を中心市とした「大隅定住自立圏」の形成等の広域的な体制づくりを推進します。



【定住自立圏構想と「大隅定住自立圏」の取組】

「定住自立圏構想」とは、日本の総人口が、今後、急速に減少することが見込まれている中、三大都市圏と地方との格差是正を目的に、圏域の中心市とその周辺市町村が協定に基づく相互の役割分担のもと、住民の生活に必要な機能を確保し、人口流出の抑制と定住促進による地域活性化を目指す地方再生の新たな取組です。

南大隅町は、中心市の鹿屋市と相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能や生活機能を確保・充実させ、大隅圏域への人材の誘導を促進するために「大隅定住自立圏の形成に関する協定」を平成21年（2008年）10月6日に締結しました。

その協定に基づき、整備・運営計画の策定を進めてきた「大隅広域夜間急病センター」が平成23年4月に開設するに至りました。



▲大隅広域夜間急病センター



IV. 重点戦略

第1章 重点戦略の考え方
第2章 重点戦略の取組
(4つのプロジェクト)

第1章 重点戦略の考え方

1 重点戦略の考え方